

令和8年度 魚沼市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

一般廃棄物処理実施計画は、本市で策定している「一般廃棄物処理基本計画」を補完する計画であり、令和8年度の廃棄物の適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等の業務を行うため、下記のとおり必要な事項を定める。

記

I ごみ処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画の範囲

一般廃棄物の収集運搬に係る事項は、魚沼市全域を対象とする。

一般廃棄物の処理に係る事項は、魚沼市全域及び南魚沼市大和地域を対象とする。

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 収集運搬

(1) 家庭系廃棄物（魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成21年魚沼市条例第25号。以下「条例」という。）第2条第5号）

市の責任により収集運搬を委託し行う。

排出者が自ら自家搬入（一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託による処理施設への運搬も含む）することも可能とする。

ア 排出方法

(ア) 市が委託して行う収集運搬

市が指定するごみ処理券付容器（指定ごみ袋等）を使用する。

指定された「ごみの分別区分」により排出者自ら分別を行う。

地域ごとの「家庭ごみ収集カレンダー」の日程によりゴミステーション等へ排出する。

居住地区ごとに指定された場所に排出し、他の場所に出してはならない。

(イ) 自家搬入

可能な限りのすべての分別区分の自家搬入を受入れる。ただし、引き取り出来ない廃棄物は除く。

重量により手数料を徴収する。ごみ処理券付容器（指定ごみ袋等）を使用する必要はない。

イ 分別区分及び収集の方法

分別区分		収集方法	収集回数	収集容器
燃やせるごみ		委託:ごみ収集施設 (ごみステーション等)	2~3回/週	指定袋(青色)
燃やせないごみ		(※一部戸別) 自家搬入	2~4回/月	指定袋(緑色)
大型ごみ	指定袋に入るもの	委託:戸別収集 自家搬入	2回/月 (予約制)	指定袋(茶色)
	指定袋に入らないもの			処理券(シール)
容器包装 プラスチック (資源ごみ)	ペットボトル	委託:ごみ収集施設 (ごみステーション等) (※一部戸別) 自家搬入	2回/月	指定袋(黄色)
	白トレイ			
	その他のプラスチック 容器類			
古紙類 (資源ごみ)	ダンボール/米袋	委託:ごみ収集施設 (ごみステーション・ 古紙類集積箇所) 自家搬入	2~4回/月	紐で束ねる
	新聞紙			
	その他紙類			
古着類		自家搬入	不定期	
食器				

※地域により収集回数は異なる。

(2) 事業系一般廃棄物 (条例第2条第7号)

排出事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、処理施設に運搬する。また、分別は家庭系廃棄物に準じて行う。

(3) 一般廃棄物処理業の許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) 第7条)

収集運搬業の許可については、現行の処理体制において適正処理が確立されていることから、原則として新規の許可は行わないものとする。

ア 廃棄物処理法第7条許可業者 (別表)

(4) 処理手数料の減免

災害その他特別の事情があると認め処理手数料の減免を行う対象者及び対象とする廃棄物は、次のとおりとする。(条例第21条関係)

ア 魚沼市生活環境保全条例(平成22年魚沼市条例第13号)第8条に規定する環境の保全活動を実施する者が回収する魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例(平成17年魚沼市条例第33号)第2条第1号に規定する廃棄物

イ 震災、風水害等の自然災害によって被災した者が排出する当該被災により発生した廃棄物 (解体及び運搬を業とする者が行う場合は除く)

ウ 火災により住宅又は家財に損害を受けた者が排出する当該被災により発生した廃棄物 (解体及び運搬を業とする者が行う場合は除く)

エ 市長が特に認める排出者及び廃棄物

(5) 市民等に対する広報・啓発活動

市報、市ホームページ等によるごみの分別及び3R推進の広報
 出前講座の開催による「ごみの分け方・出し方」の指導と啓発活動
 生ごみ処理機器及びコンポストの活用による生ごみの減量化及び堆肥化の啓発
 「おいしい食べきり運動」による食品廃棄物の減量化の啓発
 市内小学生の環境学習の受入れによるごみ処理方法及びごみ減量化の啓発
 スマートフォン用ごみ分別アプリ「エコうお」の運用による分別区分等の周知啓発
 事業者用「事業系廃棄物分け方・出し方ガイドブック」の活用による分別区分等の周知啓発

3 中間処理

(1) 焼却施設等

市の廃棄物処理施設（エコプラント魚沼）は、燃やせるごみの焼却処理、燃やせないごみ及び大型ごみの選別等の中間処理を行う。

搬入された古紙類及び農業用マルチシートは、処理受託業者に引渡し再資源化を行う。

ア 廃棄物処理施設の概要

施設名	エコプラント魚沼		
施設所在地	新潟県魚沼市中島707番地1		
種別	焼却施設	不燃物施設	大型施設
処理方式	准連続（流動床）方式	手選別式	破碎圧縮式
公称能力	95 t/日 (47.5 t/16h×2 炉)	3.91 t/h	0.69 t/h
計画処理量	15,660 t/年	635 t/年	1,140 t/年
稼働日数	362 日	352 日	352 日
1日平均処理量	43 t/日	2 t/日	3 t/日

(2) その他の中間処理等

古紙類は、一般廃棄物処分業許可業者の施設に直接搬入し中間処理及び再資源化を行う。

容器包装プラスチックは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）により指定を受けた保管施設に直接搬入し、中間処理及び再商品化事業者への引渡しを行う。

古着類及び食器は、処理受託業者に直接引き渡し再資源化を行う。

(3) 年間計画処理量	18,430 t	（魚沼市	13,575 t	南魚沼市大和地域	4,855 t）
・燃やせるごみ	15,660 t	（魚沼市	11,260 t	南魚沼市大和地域	4,400 t）
・燃やせないごみ	635 t	（魚沼市	455 t	南魚沼市大和地域	180 t）
・大型ごみ	1,140 t	（魚沼市	940 t	南魚沼市大和地域	200 t）
・古紙類	150 t	（魚沼市	120 t	南魚沼市大和地域	30 t）

- ・農業用マルチシート 10 t (魚沼市 5 t 南魚沼市大和地域 5 t)
焼却施設小計 17,595 t (魚沼市 12,780 t 南魚沼市大和地域 4,815 t)
- ・古紙類 605 t (魚沼市のみ)
- ・容器包装プラスチック 180 t (魚沼市 140 t 南魚沼市大和地域 40 t)
- ・古着類 35 t (魚沼市のみ)
- ・食器 15 t (魚沼市のみ)

(4) 廃棄物の再資源化

資源化物は、排出者の分別のほか廃棄物処理施設（エコプラント魚沼）での選別により、それぞれ処分委託業者、再資源化業者及び再生利用業者に引き渡す。

ア 資源化物の種類及び年間見込量

資源化物の種類		選別の方法	資源化量
金 属 類	スチール缶、アルミ缶、その他	手選別	270 t
ガ ラ ス 類	無色、茶色、その他の色のビン	手選別	205 t
乾 電 池	マンガン、アルカリ等乾電池	手選別	15 t
容器包装プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック容器	排出者の分別	80 t
古 紙 類	新聞紙、段ボール、その他紙類	排出者の分別	755 t
小 型 家 電	特定対象品目	手選別	10 t
水銀使用製品	蛍光管、体温計、温度計、血圧計	手選別	5 t
古 着 類	衣類、毛布、その他雑品（靴、カバンなど）	排出者の分別	35 t
食 器	陶器製、木製、金属製、ガラス製の食器	排出者の分別	15 t
農業用マルチ	農業用マルチシート	排出者の分別	10 t

イ その他の資源化物

充電式電池、塩化ビニール管及び生ビンを手選別により資源化する。また、新たに資源化が可能な品目等がある場合には追加する。

(5) エコプラント魚沼で一般廃棄物と合わせ処理ができる産業廃棄物は次のとおりとする。

- ア 紙くず（魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 21 年魚沼市規則第 13 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 号）
- イ 木くず（規則第 3 条第 2 号）
- ウ 廃プラスチック類（規則第 3 条第 3 号）
- エ 動植物性残渣（規則第 3 条第 4 号）
- オ 汚泥（魚沼市産業廃棄物処理事務取扱要領（令和 4 年魚沼市訓令第 19 号。以下「要領」という。）第 2 条第 1 号）
- カ ガラスくず（要領第 2 条第 2 号）

キ 感染性廃棄物（要領第2条第3号）

4 最終処分

最終処分物（焼却残渣、不燃物残渣）は、市外の民間処分場へ委託し埋立処分とする。
また、必要に応じ放射性物質等の測定を行う。

(1) 最終処分物の年間搬出見込量

・焼却飛灰	1,380 t	（魚沼市 990 t	南魚沼市大和地域 390 t）
・可燃残渣	270 t	（魚沼市 190 t	南魚沼市大和地域 80 t）
・不燃残渣	310 t	（魚沼市 220 t	南魚沼市大和地域 90 t）
・炉砂等	140 t	（魚沼市 100 t	南魚沼市大和地域 40 t）
計	2,100 t	（魚沼市 1,500 t	南魚沼市大和地域 600 t）

(2) 最終処分委託先

施設名称	エコポート最終処分場	沼田 ウェイストパーク	三戸 ウェイストパーク
所在地	山形県米沢市大字板谷 字四郎右エ門沢 773-1 ～2	群馬県沼田市佐山町字 長萱 1988-71 外	青森県三戸郡三戸町大 字斗内字立花 49 - 1 外
面積	121,786 m ²	72,396 m ²	83,200 m ²
容量	4,120,000 m ³	1,485,000 m ³	1,664,000 m ³
残容量	1,799,000 m ³ （令和7年11月24日）	1,485,000 m ³ （令和8年度開設）	836,469 m ³ （令和3年11月30日）
予定数量	1,500 t /年 可燃残渣 1,200 t 不燃残渣 300 t	600 t /年 可燃残渣 450 t 不燃残渣 150 t	
委託先	ジークライト株式会社	株式会社ウイズウェイストジャパン	
住所	山形県米沢市大字板谷 315 番地	埼玉県さいたま市大宮区大成町 2-224-1	

(3) 最終処分場跡地管理（魚沼市大浦新田地内）

区画内の草刈り及び表土耕転を行い周辺環境に配慮する。

埋立地の土質及び下流地下水の水質検査（一般項目、健康項目、ダイオキシン類）を
年1回行う。

5 災害発生時の廃棄物処理

(1) 発生時

焼却施設（エコプラント魚沼）の処理機能の低下を最小限に食い止めるため、可能な
限り減災対策を行う。

(2) 廃棄物の収集運搬及び処理

災害発生により通常の収集運搬及び処理が難しい場合には、魚沼市災害廃棄物処理
計画（令和3年3月策定）に基づく分別区分や処理方法に移行し、廃棄物処理を行う。

II 生活排水処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画の範囲

魚沼市全域を対象とする。

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等

(1) 収集運搬

し尿は、市の責任により収集運搬を委託し行う。

浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬を行う。

し尿及び浄化槽汚泥の運搬先は、南魚沼市し尿等受入施設とする。(尾瀬地区を除く)

ア 廃棄物処理法第7条許可業者

事業者名	許可区域
株式会社魚沼市環境事業公社	市内全域
利根衛生設備株式会社	尾瀬国立公園区域内に限る（尾瀬地区）

(2) 年間計画処理量

し尿 465 kℓ ※地域別、月別の処理計画は、委託先と協議する。

浄化槽汚泥 1,235 kℓ

合計 1,700 kℓ

(3) 市民に対する広報・啓発活動

し尿、浄化槽世帯への下水道接続の促進

し尿、単独浄化槽世帯に対し生活排水の浄化等の啓発

3 処理施設の状況

受入先	南魚沼市し尿等受入施設
所在地	南魚沼市五日町1961番地9
処理方式	下水投入方式（汚泥処理工程投入）
処理能力	71kℓ/日
運転開始	平成30年4月

4 災害発生時のし尿及び浄化槽汚泥の処理

災害発生により通常の収集運搬及び処理が難しい場合、又は避難所等の設置により処理量が増加する場合には、魚沼市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）に基づく処理方法に移行し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。